

## 公道を走らない農耕用トラクタなどもナンバー登録が必要です

農業、工場、工事現場などでのみ使用される農業用トラクタなど下記の表に該当する小型特殊車両もナンバー登録の手続きが必要です。ナンバー登録をしていない車両をお持ちの方は手続きをお願いします。

構造及び原動機	最高速度及び大きさ	年税額
乗用装置を有する農耕用トラクタ、コンバイン、田植機、農業用薬剤散布車など	最高速度35キロメートル未満のもの	2,400円
フォークリフト、ショベルローダーやタイヤローラー、林内用作業車、草刈り作業など	長さ4.70メートル以下、幅1.70メートル以下、高さ2.80メートル以下に該当するもののうち、最高速度15キロメートル以下のもの	5,900円

○新しく車両の買替えなどを行われた際は、新しいナンバープレートを交付しますので、古いナンバープレートと販売(または譲渡)証明書、本人確認書類(マイナンバーカードや免許証など)を持って税務住民課窓口にお越しください。

○軽自動車などを所有した日から15日以内にナンバー登録の手続きをしなければなりません。正当な理由がなくナンバー登録の手続きをしなかった場合は10万円以下の過料に処されることがあります。



☎ 税務住民課 住民税係 ☎57-8549

## ～トマト類生産者の皆さんへ～ トマト黄化葉巻病対策のお願い

玉名管内では、トマト黄化葉巻病が発生しており、この病気が多発するとトマトの栽培に甚大な被害を与える可能性があります。(写真参照)。

このため、トマト黄化葉巻病の撲滅を図るため、次の2点の対策をお願いします。

- ① 栽培終了後は、7月17日までにハウスの閉め込み(鋤き込み)を実施
- ② 定植は、天井被覆フィルム、防虫ネットを設置して8月15日以降に実施



### 【一般の家庭菜園の人へ】



一般の家庭菜園でも、トマト黄化葉巻病の発病株を放置しておくと、他のトマトに次々と伝染していきます。

発病株を見つけたら直ちに抜き取り、土中に埋めるか、肥料袋等に入れ、密閉して処分してください。

### 【トマト以外の作物について】

ナス、アスパラガス、オクラ等他の作物においても、コナジラミ類の防除にご協力をお願いします。



### 【周辺の除草等について】

畑や菜園周辺の雑草はコナジラミ類の発生・増殖減になるため、除草を徹底しましょう。

また、廃棄した果実等から発芽した野良ばえもトマト黄化葉巻病の伝染源となります。廃棄する果実は放置せず、発病株同様の処理にご協力をお願いします。

☎ 玉名地域振興局農業普及・振興課 野菜産地づくり支援班内  
玉名地域緊急病害虫防除対策会議事務局 ☎0968-74-2193

## ▶ 学生には国民年金保険料の納付特例制度があります

日本国内に住むすべての人は、20歳になった時から国民年金の被保険者となり、保険料の納付が義務付けられていますが、学生には、申請をすることにより在学中の保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」が設けられています。



### ○申請方法

申請書に必要事項を記入し、役場窓口または年金事務所に提出します。郵送で提出することも可能です。必要な添付書類とともに郵送してください。申請書は役場窓口や年金事務所、日本年金機構のホームページで入手できます。マイナポータルから申請する場合は、申請書の入手・記入は不要となります。

### ○必要な書類

学生であること、または学生であったことを証明する書類  
※在学証明書(原本)または在学期間がわかる学生証(裏面に有効期限、学年、入学年月日の記載がある場合は裏面も含む)の写し

☎ 税務住民課 住民係 ☎57-8502

## 小型充電式電池の拠点回収開始

全国的に、リチウムイオン電池等の小型充電式電池が家庭ごみに混入され、収集車両や中間処理施設において火災事故が発生しています。そこで火災事故を防止するとともに、リサイクルを一層推進するため、令和6年5月1日(水曜日)から、新規事業として家庭から排出されるリチウムイオン電池等の拠点回収を開始します。

### ○回収場所

南関町役場 税務住民課 環境対策係窓口  
※ごみ出しカレンダーによる通常のごみの回収事業とは別の取組になります。

### ○回収時間

回収日:月曜日から金曜日(祝日・休日・年末年始を除く)  
時 間:9時00分から17時00分まで(12時から13時は除く)

### ○対象電池

リチウムイオン電池、ニッケル水素電池、ニカド電池、モバイルバッテリー



### ○排出の際の注意事項

- 電池が本体から容易に取り外せないものは、そのままお出しください。(スマートフォン、モバイルバッテリー、加熱式たばこ、電動歯ブラシなど)
- 電池を完全に使い切ってから出してください。
- 電池は通電による発熱・発火・破裂を防ぐため、端子部分にテープを貼り、絶縁を行ってから出してください。
- ご家庭から出されるものに限りです。(会社や商店等、家庭以外から出されるものは回収できません。)
- 膨張・変形したものも回収します。
- 有害ごみで排出可能な電池は、通常の収集に出してください。
- 鉛蓄電池(自動車用バッテリー等)は回収できません。
- 水に一度でも濡れた電池は、排出の際に申し出てください。

☎ 税務住民課 環境対策係 ☎57-8579